

阪南市サテライトオフィス等開設事業支援補助金
公募要領

令和4年6月

阪南市 未来創生部 シティプロモーション推進課

目次

1	目的	1
2	募集施設数	1
3	補助対象者	1
4	補助対象事業	1～2
5	事業の条件	2～3
	(1) 事業期間	2
	(2) 整備施設の対象	2
	(3) 整備施設の場所	2
	(4) 整備施設の機能	2
	(5) 整備施設の利用可能人数	2
	(6) 建物及びその敷地の所有者の同意	2
	(7) 共有者の同意	2
	(8) 耐震基準	2
	(9) サテライトオフィス等の整備期間	3
	(10) 企業誘致プロモーション事業への協力	3
	(11) 数値目標	3
	(12) 各種法令順守	3
6	補助金の内容	3～4
	(1) 補助率、上限、期間	3
	(2) 補助対象経費	3～4
	(3) 補助対象外経費	4
7	実施日程	4
8	説明会	5

9	質疑及び回答	5
	(1) 提出方法	5
	(2) 提出先	5
10	参加申請等	5～6
	(1) 提出書類	5～6
	(2) 提出期間	6
	(3) 提出方法	6
	(4) 提出先	6
11	企画提案書等の作成及び提出	6～7
	(1) 提出書類	6
	(2) 作成上の留意点	6～7
	(3) 提出部数	7
	(4) 提出期間	7
	(5) 提出方法	7
	(6) 提出先	7
12	審査項目及び配点等	7～8
	(1) 一次審査（書類審査）評価基準（審査基準1）	7
	(2) 二次審査（プレゼンテーション）評価基準（審査基準2）	7～8
13	審査及び選定方法、結果	8～9
	(1) 一次審査（書類審査）	8
	(2) 二次審査（プレゼンテーション）	8～9
	(3) 交付内定者の選定	9
14	その他留意事項	9～10
15	担当部署・問合せ先	10

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響から働き方や暮らし方が大きく変わり始め、企業の中では、テレワークが大きく広がりを見せた。働く場所を問わない企業にとっては、大都市圏に拠点を置くことにこだわらず、地方への拠点作りの機運が高まっている。

本市は大阪都市圏のベッドタウンとして発展してきた街であることから、市外へ通勤する方が多く、企業で広がるテレワークの拠点としてテレワーク環境を整えた施設は市民への需要があると考えられる。また、市内には里海などの自然環境が存在し、都市部で働く人にとっては、ワーケーション拠点としての魅力もあると考えられる。

本事業は、テレワークの環境を整え、サテライトオフィスやシェアオフィス、コアワーキングスペース（以下、「サテライトオフィス等」という）の整備等を行う民間の事業者に対して施設整備費用等の一部を国の「デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）」を活用して支援することにより、市内の遊休施設の活用、働く場所の創出、ワーケーションの場としての活用、本市への企業立地の促進、人と人・都市圏の企業と地元企業が出会い新しいビジネスやイノベーションの生まれる場並びに移住・定住促進の増加を目的としている。

阪南市サテライトオフィス等開設事業支援補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）及びこの要領に基づき、補助金を活用してサテライトオフィス等を開設・運営する事業者をプロポーザル方式により募集する。

2 募集施設数

1 施設

3 補助対象者

本補助金の対象者は次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金交付要綱第14条に規定する補助金の交付申請の日から起算して5年以上サテライトオフィス等開設事業を継続する計画を有すること。
- (2) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。
- (4) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有していると認められる者でないこと。
- (8) その他市長が不相当と認める者でないこと。

4 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、市内において、補助対象者が新たにサテライトオフィス等を整備及び運営する事業とし、次の(1)～(3)の業務を全て一体的に行うものとする

る。

- (1) 施設整備に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
 - ① 建物保守管理業務（日常点検、定期点検、保守及び修繕）
 - ② 建築設備保守管理業務（日常点検、定期点検、保守、運転・監視及び修繕）
- (3) 運営に関する業務
 - ① 本事業全体の統括業務
 - ② 広報業務
 - ③ 財務業務
 - ④ 安全管理・警備業務
 - ⑤ 市及び地域住民との協議・調整業務
 - ⑥ その他運営に必要な全ての業務

5 事業の条件

事業の実施にあたっては、次の条件を満たす必要がある。

- (1) 事業期間
令和4年度から5年以上の事業者が提案する期間
- (2) 整備施設の対象
市内において、空き店舗等の遊休施設改修により整備されるサテライトオフィス等であること。
- (3) 整備施設の場所
駅から徒歩10分圏内であるなど利便性を有する場所
- (4) 整備施設の機能
 - ① 当該施設は賃借等により他社への提供の用に供する施設であり、コワーキングスペース・休憩スペース・会議スペースはそれぞれ1室以上設置し、2社以上が利用できること。
 - ② テレワークにより働く環境又は機能を備える提案であること。
 - ③ Wi-Fi環境は利用人数に応じて十分な回線数を整えること。
 - ④ 防犯カメラの設置により安全性を担保すること。※ワーケーション施設として宿泊機能も備える提案であることが望ましい。
- (5) 整備施設の利用可能人数（同時にテレワークが可能な人数）
20人未満であること。
- (6) 建物及びその敷地の所有者の同意
整備事業者がサテライトオフィス等として整備する施設及びその敷地の所有者でない場合は、当該施設及びその敷地の所有者の同意を得ること。
- (7) 共有者の同意
整備事業者がサテライトオフィス等として整備する施設及びその敷地を共有している場合は、実施する整備事業について、他の全ての所有者の同意を得ること。
- (8) 耐震基準
建築基準法に基づく耐震基準を満たしていること。
- (9) サテライトオフィス等の整備期間

整備事業者は、サテライトオフィス等の整備を令和5年2月末までに完了すること。

(10) 企業誘致プロモーション事業への協力

令和4年度に市が別に実施する（仮称）サテライトオフィス企業誘致プロモーション事業（大都市圏でのプロモーション、広報媒体でのPR、広告用素材の制作・作成、企業マッチングに関する各種施策等）に協力すること。

(11) 数値目標

当該事業について、本市として以下のKPI（重要業績評価指標）を令和7年度（2025年度）末時点で達成するよう主体的に取り組む予定であり、提案時に企業進出・移住の実現可能性、持続可能性を確保できるよう本市の数値目標を参考に令和7年度におけるKPIを設定すること。

<参考：KPI>

	項目	数値目標
①	利用企業数（2025年度末時点で賃貸借契約や利用契約をしている企業）	5社
②	うち、大阪府外企業数	5社
③	利用者数（2025年度中の延べ人数）	1560人
④	うち、大阪府外の利用者割合	55%
⑤	サテライトオフィス等施設の利用に起因する移住者数（事業開始から2025年度末時点までの間）	10人

(12) 各種法令順守

都市計画法、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令を満たしていること。

6 補助金の内容

(1) 補助率、上限額、期間

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助金の上限額	9,980,000円
補助期間	令和5年3月10日迄

(2) 補助対象経費

区分	費目	備考
サテライトオフィス等の整備費	①用地取得費・造成費	
	②施設取得費	
	③外構工事費	
	④既存施設除却費・解体費	
	⑤サテライトオフィス等開設事業の運営に必要な居住及び滞在に係る機能の整備経費	宿泊設備、キッチン等
	⑥サテライトオフィス等の利用促進に必要な機能の整備経費	カフェ、コミュニティスペース等
	⑦施設工事費	設計費、工事監理費、電

		気・ガス・給排水・空調設備・トイレ等の設備整備費、施設改修費用等
	⑧備品購入費	机、いす、棚、プリンタ等
	⑨通信環境整備費	W i - F i 工事費等
サテライトオフィス等の運営費	⑩人件費	令和4年度中に要した費用であり、実績報告までに支出が完了した経費に限る。
	⑪光熱水費	
	⑫通信費	
	⑬賃借料	
	⑭修繕費	
	⑮維持管理費	

※①～⑥の補助金合計額は補助金の額全体の2割以内である必要がある。

(3) 補助対象外経費

- ① 補助対象事業の目的に合致すると認められない経費
- ② 事業内容と照らして過大な事業費、過大な施設整備となっている経費
- ③ 交付決定前に契約締結・発注・購入した工事等に係る経費
- ④ 引き込み柱のクロージャーマでの光ファイバ敷設に係る経費
- ⑤ ローカル5G設備導入時のローカル5Gの提供に必要となる光ファイバの引き込み柱のクロージャーマでの光ファイバ敷設に係る経費、及び施設内あるいは施設の立地する敷地内に敷設するローカル5Gの無線基地局の敷設、関連するプラットフォーム、システム等の構築に係る経費
- ⑥ 施設の外で利用されることを目的とした什器・機器・物品の購入に係る経費
- ⑦ 施設利用者の移動手段確保とした、自動車や自転車の購入に係る経費
- ⑧ サテライトオフィス等の開設・運営と言えるか困難な経費（個々の客室へのW i - F i ルーター設置にとどまるもの）

7 実施日程

項目	日程等	備考
公募開始	令和4年6月22日	
質疑書の提出期限	令和4年6月30日午後5時まで	
質疑に関する回答	令和4年7月7日	
参加申込期間	令和4年6月22日から 令和4年7月13日午後5時まで	
一次審査（書類審査）	令和4年7月15日	
提案書等の提出	令和4年7月25日午後5時まで	一次審査選定者のみ
二次審査（プレゼンテーション）	令和4年7月29日	
審査結果の公表	令和4年8月2日	

※審査結果後の流れについては、補助金交付要綱をご参照ください。

8 説明会

実施しない。参加申込書等の公募に関する資料・様式などは、本市ウェブサイトからダウンロードすること。

[阪南市ウェブサイト]

<https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/mirai/promotion/news/6585.html>

9 質疑及び回答

(1) 提出方法

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書（別紙）を提出すること。FAX及びメール送信による提出の場合は、送信後に電話連絡を行うこと。回答は、阪南市ウェブサイトへ掲載するが、質問のあった事業者名は公表しないものとする。

なお、質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードすること。

[阪南市ウェブサイト]

<https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/mirai/promotion/news/6585.html>

(2) 提出先

阪南市 未来創生部 シティプロモーション推進課

メールアドレス：city-promotion@city.hannan.lg.jp

FAX : 072-473-3504（代表）

10 参加申請等

(1) 提出書類

- ① 阪南市サテライトオフィス等開設事業支援補助金応募申請書（様式第1号） 1部
- ② 業務実績表（様式第2号） 1部
- ③ 業務体制表（様式第3号） 1部
- ④ 誓約書（阪南市暴力団排除条例関係）（様式第4号）
- ⑤ 法人の登記事項証明書の写し（法人の場合）
- ⑥ 納税証明書（写し可）

【法人の場合】

ア 国税（税務署発行）

・法人税及び消費税（未納のない証明「その3の3」）

イ 都道府県税（本社所在地の都道府県税事務所発行）

・法人事業税

ウ 阪南市民税

※商業登記簿記載の本店の所在地が阪南市内にある者のみ

a. 法人市民税・固定資産税・軽自動車税

（阪南市役所税務課発行の未納のない証明）

b. 代表者の市（府）民税・固定資産税・軽自動車税（代表者の市町村発行）

【個人の場合】

ア 国税（税務署発行）

・代表者の所得税及び消費税（未納のない証明「その3の2」）

イ 都道府県税（本社所在地の都道府県税事務所発行）

・代表者の個人事業税

ウ 阪南市民税

※阪南市で事業を営み、その代表者が阪南市住民である者のみ

・代表者の市（府）民税・固定資産税・軽自動車税

（阪南市役所税務課発行の未納のない証明）

※登記事項証明書及び納税証明書は、提出日から3か月以内のものとする。

(2) 提出期間

令和4年6月22日から令和4年7月13日まで。ただし、各日、午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時までに到着のものを有効とする。

(4) 提出先

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

阪南市 未来創生部 シティプロモーション推進課宛

1.1 企画提案書等の作成及び提出

一次審査にて選定された者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書（様式第5号）に任意様式の提案資料を添付すること。

ア 具体的な提案を行うこと。

イ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

ウ その他PR及び独自提案についても適宜資料を添付すること。

② 業務工程表（任意様式）

業務工程と役割分担が具体的にわかるように提案すること。

③ 当該施設の整備に係る工事費・備品購入費の見積書の写し（任意様式）

④ 当該施設の位置図、敷地内の配置図の写し

⑤ 当該施設の設計概要がわかる図面の写し

⑥ 当該施設の土地、建物の登記事項証明書の写し

（補助金交付決定後に取得または賃貸借契約を締結する場合は、見積書に含めること）

⑦ 阪南市サテライトオフィス等開設事業計画書（様式第6号）

⑧ 阪南市サテライトオフィス等開設収支計算書（様式第7号）

(2) 作成上の留意点

① A4ファイルで提出すること。

② 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

③ 提案書等は、表紙、目次を除き、両面印刷とすること。

④ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

⑤ 提案書等の印刷の色は、任意とする。

- ⑥ 提案書等の下段余白中央にページ番号を付すこと。
- ⑦ 使用言語は日本語とし、提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- ⑧ 任意様式の提案資料の表紙には、タイトル「阪南市サテライトオフィス等開設事業」、提出年月日を記載し、正本には、社名（商号）と代表者氏名を記入すること。

(3) 提出部数

- ① 正本 各1部
- ② 副本 各7部（参加者名を特定できる記載をしないこと）
- ③ CD-ROM等の電子媒体（提出書類をPDFに変換したもの）1枚

(4) 提出期間

一次審査の審査結果通知後、令和4年7月25日午後5時までとする。ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時までに到着のものを有効とする。

(6) 提出先

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
 阪南市 未来創生部 シティプロモーション推進課宛

1.2 審査項目及び配点等

(1) 一次審査（書類審査）評価基準（審査基準1）

審査項目		評価項目	配点
事業者評価	実績	・業務実績（様式第2号により評価） ・実績があり、サテライトオフィス運営に関するノウハウを多く有しているか。	30
	体制	・業務体制（様式第3号により評価） ・安定的に事業を実施する体制が整っているか。	20
		合 計	50

(2) 二次審査（プレゼンテーション）評価基準（審査基準2）

審査項目	評価項目	配点
目的に対する適合性	・都市部から本市への新しい人の流れの創出に資する内容となっているか。 ・本市における魅力ある働く環境の充実に資する内容となっているか。 ・事業の目的を理解し、魅力的な内容となっているか。	20
施設内容	・設備・什器・Wi-Fi環境が十分に整っているか。 ・防犯対策等のセキュリティ面は整っているか。 ・ワクワク感を感じることができる施設内容か。	30
利便性	・施設は利用者にとって利便性が良い場所に立地している	20

	か。 ・アクセス方法に工夫はされているか。	
企業進出・滞在・移住の実現可能性	・本市の強み・資源を活かした内容となっているか。 ・進出・滞在・移住を働きかける企業像等が明確で、企業等のニーズに対応した取組となっているか。 ・事業内容に具体性があり、目標が明確になっているか。 また、その実現が期待できるか。 ・移住・定住の促進に繋がる期待ができるか。 ・4 (3) 運営に関する業務 に記載する運営を適正に実施するための体制が構築されているか。	30
地域経済への波及効果	・働く場所を創出する提案となっているか。 ・働く場所に加え、人が出会う場、地元企業と進出企業が出会う場となっているか。 ・ワーケーション（ワーク&バケーション）の場として活用し、賑わいを創出など地域経済への波及効果が期待できるか。	30
採算性	・高い費用対効果を示せる内容となっているか ・事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費となっているか。 ・サテライトオフィス運営事業を安定して実施できる収支計画となっているか。 ・採算性を確保するための工夫があるか。 ・運営に持続可能性が認められるものであるか。	30
	合計	160

1.3 審査及び選定方法、結果

(1) 一次審査（書類審査）

応募申込み者が6者以上の場合は、阪南市サテライトオフィス等開設事業支援補助金補助事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準1に基づき提出書類を審査し、審査点の合計点の上位5者を選定する。また、5者以下の場合は、応募申込み者全てを一次審査による選定者とする。

審査（選定）結果は、令和4年7月15日までに、全ての参加者にFAX又は電子メールにて通知する。

なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査により選定された者により、提出された提案書に基づき、二次審査としてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは、非公開とする。

① 実施日時

令和4年7月29日（予定）

詳細な実施日時については、各応募者に個別通知する。なお、プレゼンテーショ

ンの実施順は、提案書の提出順とする。

② 実施場所

阪南市 防災コミュニティセンター（予定）
変更する場合には、各応募者に個別通知する。

③ 所要時間

準備	5分以内
プレゼンテーション	20分以内
質疑・応答	10分程度

④ 内容

提案書の説明とする。

⑤ 出席者

5人以内とすること。

⑥ その他

ア プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。

イ 応募者名が特定できるプレゼンテーションを行わないものとする。

ウ パソコン使用の場合は応募者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。

(3) 交付内定者の選定

① 審査の手順

ア 審査基準1及び2に基づき、選定委員会において選考する。

一次審査、二次審査における合計得点が基準（6割以上）に達した者で、最得点者から第1位となる応募者を交付内定者として選定する。

なお、最高得点者が2者以上になった場合は、審査基準2の得点が高い者とし、更に同点の場合は、委員会の委員長が決定することとする。

イ 一次審査、二次審査における合計得点が基準（6割以上）に達する応募者がいない場合は、交付内定者の選定を行わない。

② 審査（選定）結果

審査（選定）結果については、二次審査（プレゼンテーション）に参加した全ての者に文書により通知する。また、令和4年8月2日以降、本市ウェブサイトで、本補助金審査（選定）に応募した者のうち第1位及び第2位の者について商号及び得点を含めて公表する。

なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

1.4 その他留意事項

(1) 本補助金の応募に要する経費及び提出にかかる費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(3) 提案書等は、1参加者につき1案とする。

(4) 提出期限後の提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。

(5) 提案書等、本補助金の応募に係る全ての提出物は返却しないものとする。

(6) 提案書等は、候補者の選定のために使用するが、情報公開請求があった場合、阪南市情報公開条例（平成12年阪南市条例第26号）に基づく公開の対象となる。

- (7) 応募時等の電子メールや郵送等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ① 補助対象者の資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ 二次審査（プレゼンテーション）に参加しなかった場合
 - ⑤ 審査（選定）の公平性を害する行為があった場合
 - ⑥ ①～⑤に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (9) 応募申込後に辞退する場合は、プレゼンテーション日時までに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (10) 本補助金は、国の「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用しており、会計検査の対象となることから、本業務が完了した日の属する本市の会計年度終了後、本業務に係る一切の書類を5年保管すること。

1 5 担当部署・問合せ先

阪南市役所 未来創生部 シティプロモーション推進課
〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
電話：072-471-5678（内線 2510）
Email：city-promotion@city.hannan.lg.jp